

平成 29 年 8 月 16 日

大阪府南河内府税事務所
所長 原田 正之 様

自治労大阪府職員労働組合
税務支部 南河内分
分会長 川本 富士



平成 29 年度職場環境整備等の要求・要望について

1 労使慣行に関すること

労使慣行を順守し、勤務労働条件の改変にあたり一方的実施は行わないこと。

2 庁舎等の環境・設備の整備に関すること

- 1) 職員の健康管理の観点から、窓・ブラインド等の点検・設備の更新等を行うこと。
- 2) 職員の衛生管理の観点からトイレの点検・整備・設備の更新等を行うこと。

3 職員の健康管理に関すること

- 1) 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運営を行うこと。また、機器の点検を行い、故障等への対応については迅速に行うこと。
- 2) 安全衛生委員会の更なる機能強化を推進すること。
特に健康診断等で「要観察」等とされている職員に対する配慮については万全を期すること。
- 3) O A 化に対応した作業環境の実現をめざすこと。特に、職員の安全確保のため床面の段差等を解消するために O A フロアー化を行うこと。
- 4) 職員の安全確保のため公用車については運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めることとともに安全対策として「バックモニター」、「ドライブレコーダー」、「ブレーキサポート」、「スタッドレスタイヤ」等を導入すること。

4 税務手当については、支給要件の整理を行い「給与の調整額化」を行うこと。

【要望事項】

- 1 公用車および庁用自動車に係る交通事故に関して、運転者が交通法規を遵守し適正な運転状況下における不慮の事故に対しては、処分に係る分限条例の改正と求償権の放棄を行うこと。
- 2 業務に関する備品・消耗品については支障のないよう適正に配置すること。
特に、ナンバーディスプレイ対応の電話機の導入及び天眼鏡の配置をすること。